

保存期間：5年  
(令和8事務年度末)  
令和4年3月24日

## 第1回 国税庁保有行政記録情報の整備に関する技術検証WG

### 議事要旨

日時：令和4年3月24日（木） 15:00～16:05

場所：Web開催

出席者：伊藤伸介座長、日置巴美委員、国税庁企画課職員

国税庁企画課から、配付資料に基づき、研究用行政記録情報（以下、マザーデータ）の法律上の整理等について概要を説明。その後、以下のとおり委員から意見があった。

- マザーデータの「個人情報」該当性について
  - ・ マザーデータとしてデータを保存する際に、氏名等の情報を削除する等の措置を講じる点については、コンプライアンスリスクを低減させ、保守的にマザーデータを運用する観点で好ましい。
  - ・ この場合、マザーデータ内の情報だけで「特定の個人」を識別することが困難であっても、税務データとマザーデータにおいて共通のIDが使用されている場合、容易照合性があるものとして個人情報に該当する。
- マザーデータに対する本人開示請求等への対応
  - ・ マザーデータが個人情報として整理される場合、個人情報保護法等に基づく開示請求等があった際は、個人を特定できる範囲において対応することが求められる。
- 情報公開法上の開示請求への対応
  - ・ 氏名などにつき全部または一部を削除しているとはいえ、マザーデータ内の情報から図らずも個人が特定される場合、情報公開請求に対しては不開示となる。

以上